

令和7年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和7年6月11日（水）午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年6月11日（水）午前9時30分

4 応招議員

1番議員	榎原雄太	2番議員	小澤由彦
3番議員	高木幸広	4番議員	佐藤嘉彦
5番議員	鈴木哲司	6番議員	清水健一
7番議員	佐藤明孝	8番議員	川岸和花子
9番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田彰

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
危機管理課長	鈴木知寿	政策企画課長	鈴木勇登
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榎原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

議案第40号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 森町税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

―――――― 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

<議事の経過>

議長 (中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。
それでは、日程に入ります。
日程第1、議案第40号「森町職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例について」を議題とします。
これから質疑を行います。

	質疑はありませんか。
8番議員	8番、川岸和花子君。 (川岸和花子 君) 川岸でございます。
	議案第40号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、こちらは「仕事と生活の両立支援の拡充」という意味で選択の幅が広がったり等のことは良いことであると思いますが、この中で特別の事情ということで、このことに関して、その事情を聞き取り等はどなたが担当されるのでしょうか。
議長	(中根信一郎 君) 総務課長。
総務課長	(平田章浩 君) 総務課長です。
	川岸議員の質問にお答えさせていただきます。
8番議員	特別な事情を誰が聞き取るのかということでございますけども、総務課職員係の職員になります。以上です。
議長	(中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。
8番議員	(川岸和花子 君) この特別の事情のところ、やはり御家庭の事情であるとかデリケートなことでもあったりすると思いますので、女性にはやはり女性が聞き取っていただく方が良いのかと思うのですけれども、その辺の対応はいかがでしょうか。
議長	(中根信一郎 君) 総務課長。
総務課長	(平田章浩 君) 総務課長です。
	川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。
8番議員	特別な事情が発生したということで職員から訴えがあった場合には、その状況を踏まえて、性別等も検討をしながら、適切な職員が対応するということで考えております。以上です。
議長	(中根信一郎 君) 他に質疑はございますか。
1番議員	1番、榎原雄太君。 (榎原雄太 君) 今回部分休業について、そのバリエーションが増えるということで非常に良いことだと思っております。時短勤務や部分休業、こういったものが取りやすい環境をこれか

りますます整備していかなければ、なかなか働く人、そういった人材の確保といったことも難しくなってくるかと思います。そういった環境の整備といった観点から、部分休業又は育児時短勤務を取得している対象となる職員に対するそれぞれの取得している職員数を教えていただきたいと思います。

もう1点、部分休業を取得している職員の有給休暇、これとの関連も出てくると思いますので、その有給休暇の取得率を教えていただきたいと思います。以上です。

議長　（中根信一郎君）総務課長。

総務課長　（平田章浩君）総務課長です。

榎原議員の質問にお答えさせていただきます。

この育児休業の部分休業につきましては現在6人の職員が取得をしております。その一人ずつの有給休暇の取得率については、現在、データを持っていませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

議長　（中根信一郎君）1番、榎原雄太君。

（榎原雄太君）部分休業をした場合については、給与が減額をされると思います。有給休暇であれば、そのまま給与が支給されるといった関係もございますので、そういったところもある関係で、有給休暇、部分休業、その使い分けといったところで、働く職員がより働きやすいといった観点からそちらも把握していただければと思います。以上です。

議長　（中根信一郎君）他に質疑はありませんか。

12番、西田彰君。

（西田彰君）職業生活というと役場の仕事になると思うのですけど、部署によっては非常にもう忙しい時、また時期によっても、ちょっと暇になったり、ものすごく忙しくなるという時期があると思います。その時に休みたいけど、ちょっと取りにくい、そういったものに対する配慮が上司に必要だと思うのですが、その辺は職員をどう捉えていくのか、ちょっと聞かせて

		いただいていただければ。
議長		(中根信一郎 君) 総務課長。
総務課長		(平田章浩 君) 総務課長です。
		西田議員の質問にお答えをさせていただきます。
		休暇であるとか、休業につきましては、制度が少しずつ変わつてきておりますので、そちらにつきましては、条例等を管理職に理解していただくとともに、先ほど榎原議員からありましたけども、労働環境の整備ということで、こちらも体制を整えていく必要があると理解してございます。以上です。
議長		(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議長		(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
		日程第2、議案第41号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		4番、佐藤嘉彦君。
議長		(中根信一郎 君) 4番、佐藤でございます。
		私から2点ほど確認をさせていただきたいと思います。
		第17条の2の関係でございます。これについては、1項で出生児の両立支援制度について、そして2項では育児期の両立支援制度ということで、それぞれ各号で定める措置を講じると規定をされているというところでございますが、妊娠、出産、育児ということで、様々な制度を町で用意されているということでございますので、こういった制度を対象の職員に告知をし、そして申出職員の意向確認する、その際、どういう形でされるか、つまり告知とか意向確認の方法について、どのような形でしていくかというところを1点お聞きしたいと思います。これについては、今、いかに様々な制度を分かりやすく申出、職員に告知をして、その職員が適切な制度をいかに選択をしてもらえるかというところがや

はりポイントになると思いますので、どういった形でそういった告知であるとか意向確認をするのか、その方法を教えていただきたいと思います。それが1点目です。

それから2点目ですが、同条第2項の本文のところですが、これについては育児の両立支援制度の関係ですが、本文のところに「規則で定める期間内に」という規定がございます。この規則で定める期間というものが、いつからいつまでを想定をされているかというところも、もし分かるようであれば、教えていただきたいと思います。以上です。

議長（中根信一郎君）総務課長。

（平田章浩君）総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の告知方法についてでございますけども、面談、書面、電子メール等々、いろいろな方法があるかと思います。今、町として考えているのが説明用の制度をまとめた用紙を作成しまして、基本的には面談をもって実施するということで考えてございます。

それから2点目の第17条の2の2項の「規則で定める期間内」にといったところでございますけども、こちらにつきましては、今現在、規則を検討しているということで、まだ説明できる情報がございませんので、今検討中ということでございます。以上です。

議長（中根信一郎君）他に質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

（佐藤明孝君）ただいまの佐藤議員の質問に関連してですが、「3歳に満たない子を養育する職員」というところで、この3歳の子というのは、いわゆる健常な子供さんを指すのか、例えば障がい等を持って生まれた子供さん等もそれも含むのが、そうすると、今度は「規則で定める期間内」というものに、またいろいろな考え方が出てくると思いますが、そこは今現在検討中という

ことですから、そういったところもぜひ踏まえたうえで、検討を再考していただければと思いますけれども、最初のその質問、健常者の子もそうでない子も同じような対象と扱いとするのか、その点をちょっと確認のために御答弁願いたいと思います。

議長 (中根信一郎君) 総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

佐藤明孝議員の質問にお答えをさせていただきます。

3歳に満たない子につきましては年齢で決められているだけで、それ以外の条件はついておりませんので、年齢をもって、こちらを判断するということでございます。以上です。

議長 (中根信一郎君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 今のところは、3歳という年齢をもって判断するということですが、最近、世の中の動きというのがインクルーシブに関しての動き方がすごい加速をしてきております。したがって当町においても、さらにそこら辺、ちょっと一歩踏み込んだ形での政策なり、考え方を示していただけだと大変ありがたいと思うのですが、そういったところの考え方はどうでしょうか。

議長 (中根信一郎君) 総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの条例につきましては、佐藤明孝議員のおっしゃる内容について盛り込んでいる条例ではございませんけども、対応する職員につきましては、そういった配慮もしながら説明、意向確認を実施するということで考えております。以上です。

議長 (中根信一郎君) 他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎君) 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第42号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

4番議員

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦君) 4番、佐藤でございます。

私は3点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけども、18条の公示送達の関係です。これは従来、掲示板に公示するというものをだけだったものが、一つは例えば町のホームページ、公示事項を表示する措置をすると、それに加えて、少し条文読みますが、「町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置」ということでございますけれども、ここについて具体的にどのように閲覧できるようにするのかというところを、今考えられる範囲内で教えていただければと思います。

それから2点目につきましては、特定親族特別控除の関係でございます。この条例が施行された場合の税収への影響額、どれぐらい減少になるのかというところ、もし把握されているようであれば、教えていただきたいと思います。

それから3点目ですが、加熱式たばこの関係でございますが、こちらにつきましても課税方法の見直しに伴う税収への影響額、どれぐらい増収になるのかと、そういったところも、もし見込み等を把握されているようであれば、教えていただきたいと思います。以上です。

議長

(中根信一郎君) 税務課長。

税務課長

(長野了君) 税務課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

3点ほどございました。

1点目の公示送達に係る御質問でございます。今御質問があつたように、掲示板について公示を行い、7日経てば到達したこととなり、納税義務が生じるということになっております。ここにつきましては、条文にあるようにまたは規定でございますので、

できるということでございますので、今、御案内があったようにホームページであるとか、どういった形で閲覧していくのかというところが、まだ各自治体もいろいろ手探りの状況でございますので、今後、その辺を踏まえて検討していきたいと考えております。

2点目の特定親族特別控除に係る税収への影響ということでございます。これについては、その段階がたくさん設けておりますので、非常にその算定が難しくございます。この見直しに関して、いろいろどういう税収に影響が出るかということを検討はしているのですが、その中で今試算できているものについては、特定親族に関しましては段階が非常に多くございますので、ほぼ個別に当たらなければいけないのかなというところでございまして、そこについては至ってはおりません。この中で、所得税、給与所得控除と基礎控除がございます。住民税に関しては基礎控除の見直しをしないと、しかしながら給与所得控除については見直しをするということになっております。給与所得控除の影響については試算をしております。これも一定の条件を置かないとできないものですから、扶養控除等を考慮しない状況では試算をしております。それについては、約480万円の税収の減があるのではないかということでございます。これも一定の条件でございますので、ほかの扶養制度も変わっておりますので、実際には蓋を開けてみないと分からぬといったところでございます。

3点目のたばこの税収への影響ということでございます。たばこ税に関しましては、ここ数年、大体9,000万円から1億円の程度で動いてはおります。業者から税が収入されるわけでございますが、その中で加熱式たばこと紙巻たばこは、別に収入は入ってきていません。換算した後の数字で入ってきておりますので、どの程度が加熱式たばこをななのかというのが、現在把握できておりませんが、全国ベースで見ると約4割が加熱式たばこであるということでございますので、今回の見直しで、加熱式たばこに

についても、紙巻たばこと同様な税負担を目指すと、要は値段にかかるたばこ税の割合を大体同じぐらいにするというような見直しになっておりますので、そこを踏まえて非常に荒っぽい計算をすると、全国と同じように森町内で販売されるたばこの割合のうち、加熱式たばこが4割だという一定の条件とすると、令和8年度については半分の影響でございますので、経過措置がございますので、令和9年度において、当然令和7年度の駆け込み需要とか、令和8年の駆け込み需要とかいろいろあるわけでございますので、そういう形になるかというのはやはり蓋を開けてみなければ分からないのですが、荒っぽい試算をすると、5パーセントから10パーセントぐらいの間で伸びるのではないかというところまでは試算はしております。以上です。

議長（中根信一郎君）他に質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

（川岸和花子君）ただいまの質問で減額が480万円想定されるということでしたけれども、ちょっと確認ですけれども、この個人住民税の給与所得控除のことについては、森町条例での改正もなく、基礎控除についても改正はしないという中で特定親族特別控除が設けられた、このトータルで考えて480万円減ということでしょうか。この給与所得控除の改正はないけれども、影響があるというような意味でしょうか。

（中根信一郎君）税務課長。

（長野了君）税務課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

もう少し丁寧に説明すればよかったですということで、申し訳ございません。

先ほど言った約480万円の減少ということですが、給与所得控除が55万円から65万円引上げになるということで、要は控除が上がるということは、その分の税収が下がるということでございます。給与所得控除に関しては、所得税の改正を引っ張っている

ので、条例自体の改正はございませんが、結果とすればそこが反映されることになります。その結果の税収減が約 480 万円ということです。

先ほど来、御質問がございます今回創設する特定親族特別控除につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、段階的に減税控除がございますので、そこを試算するのはなかなか至難の業で、個別にほとんど当たっていかなければいけないということで、その分についての影響額は 480 万円には入っておりません。

以上です。

議長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第43号「令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員 (佐藤明孝 君) 数点ございます。

まずは説明書7・8ページ、2款2項1目です。企画総務費、地域タクシーに関することです。これにつきましては一定の効果が見込まれたということで、さらに補正計上するという内容ですが、この実証期間、令和6年10月から行われていますが、この実証期間中における実績の関係、そして今回補正を計上されたその経緯としては、他の地域へもこの地域タクシーを増やすという考えなのか、そのまざ2点をお願いしたいと思います。

そして次が同じく7・8ページの2款3項2目、賦課徴収費の関係でございます。町長の提案説明等によりますと、町税をちょっと多くとりすぎた企業に対して返還しますという内容だったのですが、この町税を多く取りすぎたという経過はどのようにして発生するのか。また、これら説明の中で中間申告納付額という難

しい言葉が出てきたのですけれども、この納付については時期的にいつなされるものなのか。そして森町にはこの対象企業、いわゆる返還されるべきその企業というのが何社ぐらいあるのか、その点をちょっとお願ひしたいと思います。

そして最後です。説明書の9・10ページになります。10款6項1目社会教育総務費の関係でございます。これにつきましては、令和7年9月から6か月間、「スタートアップ！M o r i • A s a h i クラブ」という形で事業を始められますが、この6か月とい期間、すごく短いようにも感じられるのですが、この6か月間の間で一体どういった内容をされるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。そして、現在受け皿となるべき地域クラブの存在、森町では現在までどのぐらいの登録があったのかというところ、さらに指導者の登録、これも分かっている範囲でお願いしたいと思います。そして、前回6月4日の全員協議会の時にお示しいただいた資料がありますけれども、この資料の中からも事業の概要ということで、いろいろ書かれてございます。この中でちょっと気になったのが、参加費6,000円プラススポーツ安全保険料800円となっています。これについては、やはり保護者等が負担される金額だと思いますが、この6,000円、1か月1,000円と換算すれば6か月で6,000円というのは、うなずけますけれども、この金額の基準はどこから持ってこられた基準なのかということです。それともう一つは、これら保護者が負担すべき金銭について、国もしくは県の財政支援を受ける、こういった考え方はないのかどうか、こういう点もあわせてお願ひしたいと思います。以上、ちょっと数点にわたりますけれども御答弁よろしくお願ひいたします。

議長

(中根信一郎 君) 政策企画課長。

政策企画

(鈴木勇登 君) 政策企画課長です。

課長

ただいまの佐藤明孝議員の地域タクシーの御質問について、お答えをいたします。

まず1点目ですけども、地域タクシー実証実験期間、令和6年度の実績ということでございますけども、地域タクシーにつきましては、利用登録をしていただいて、その後に使っていただくというような流れがございます。まず利用登録者の実績でございますけども、一宮地区が38人、園田地区が40人の合計78人となっております。そのうち実際に地域タクシーを利用した実利用者につきましては、一宮地区22人、園田地区26人の合計48人となっております。利用の実績でございますけども、一宮地区につきましては、運行回数が187回、利用者数が252人、町がタクシー事業に支払った委託料が29万2,000円でございます。園田地区につきましては、運行回数が140回、利用者数が171人、委託料として21万2,420円となっております。2地区を合計いたしますと、運行回数327回、利用者数が423人、委託料が50万4,420円となっております。以上が実績でございます。

2点目ですけども、今回の補正、本格運行に至る際に、地域を拡充するかどうかといったような御質問かと思います。こちらにつきましては、今回の本格運行につきましては、一宮地区、園田地区、そのまま引き続き、対象地区として行うものでございます。理由といましましては、日中の公共交通空白地域が見られる状況ですか、森町地域公共交通法定計画、これの策定の際に実施したアンケート調査でバス停が近くにないという回答が特に多かつた地域でございますので、そういったことを踏まえて、実証実験を行っていたものでございます。加えて、地域を拡大することにつきましては、受託先のタクシーの供給量とのバランスもございまして、地域を拡大する際に十分に供給できない可能性というものもございます。加えて、既に秋葉バス、町営バスが走っている地域におきましては、バスの乗客を取ってしまうということにもつながりますので、森町にとって最適な公共交通を地域タクシーに限らず、研究、検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長	(中根信一郎 君) 税務課長。
税務課長	(長 野 了 君) 税務課長です。
佐藤明孝議員の質問にお答えいたしたいと思います。	
町税過年度還付金に関する御質問でございます。この過年度還付金につきましては、提案理由で申し上げましたとおり、本年度に入り、企業の決算に基づく確定申告書の提出があり、昨年度において、企業から納付済みである中間申告納付額について、企業の特殊事情等による多額の還付が生じたことに伴い、今後必要と見込まれる還付金及び還付加算金を計上するということでございます。	
まず、今申し上げた中間申告納付について御説明したいと思います。法人税において、中間申告というのがございます。これに関しては、法人に対して課せられた事業年度の中間点における法人税の申告及び納付手続のことをいいます。事業年度が 6 か月以上となる法人については、ほぼ全てが一応中間申告との対象となっております。これについて具体的に申し上げますと、一番多いパターンが、例えば昨年度の納付額が、法人税額税割額、要は企業の業績によって、納めていただく税額、法人税額については前年度の税額の半分をとりあえず中間時点において納めていただくという制度でございます。これについては、大きくは二つ理由がございますけれども、一方については法人側の理由でございます。法人の場合、個人以上にやはり資金繰りで悩むことが多いということで、そういった中で、法人の状況を考えて、1 年の事業年度の経過、成績等を待って、まとめて法人税を納付する仕組みだけにおいては、資金繰りの都合上から納付できない法人が出てくる可能性があるということで、事業年度の途中で一旦申告納付する仕組みを実施することで、法人側の納税に係る資金繰りのリスクを減らしているのが 1 点。もう一つは、歳入側、自治体側の事情がございます。法人だけではなく、自治体としても中間申告というのについては 1 年の事業年度の経過を待ってから、法人税を納	

付してもらうという仕組みだけでは、法人側の滞納や年度途中の倒産などで納税が見込めなく、リスクを防げないといったこと、後は途中で納付していただくことによって、財政運営にも資する、安定化するといったことで、その中間申告というのが設けられていて、特に大企業については中間納付をしていただいております。今回の補正につきましては、令和6年度中において、令和5年の法人の税割額について、その半分を納めていただいた企業がございました。今申し上げましたように、そういう制度に基づいて納めてもらうようになっておりますので、取りすぎたとかいうことではなく、そういう制度上の仕組みでございます。今回、令和6年度の企業の決算が終わって、確定申告が出て、法人税の税割額が決まってくるといった段階で、やはりその企業の特殊事情、経営が前年度よりは良くなかったとかということで、法人税割額が少なかったとか、ゼロになったということで、中間納付でいただいた分をお返しするというのが、この過年度還付金のところでございます。これについては法人もあり、多少個人の部分も誤納付ったり、そういうのもほんの少しございますけれども、そういうものを含んだところに対する予算措置をさせていただいております。当初予算において、還付金とその加算金を合わせて9,000千円の予算を組ませていただいております。それについては、既に大きくは2社です、要はその企業の特殊事情ということで、経営が結果的に、法人税税割額を払うような経営結果とならなかつたということで、その分をまずお返しして、ほぼその当初予算分については、消化しているということでございます。今回の補正予算の計上の根拠とすると、1社、先ほど申し上げましたように、令和6年度において中間納付していただいた額について、決算が終わって、確定申告がほぼできあがって連絡を取ったところ、ちょっと大きな還付が生じるであろうというのが、1件ございます。それが特殊事情でございますけど、ここについてはそれこそ年によって、企業の成績によって大きく増えたり減ったりする予算で

ございますけれども、そこの特殊な事情をちょっと除いて平均すると毎年約 650 万円は出ていますので、その 650 万円と聞き取った約 1,200 万円になるじゃないかと。ここについては当然まだちょっと上振れする可能性はあるのですけど、そういうものについて、今後見込まれるだろうということで、今回補正予算をお願いしているということでございます。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育 課 長 (三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

補正予算の「スタートアップ！M o r i ・ A s a h i クラブ」に関する御質問、5 点ほどいただいております。

最初に 1 点目の「スタートアップ！M o r i ・ A s a h i クラブ」はどういった内容かという御質問だったかと思います。こちらにつきましては、6 月 4 日の全員協議会でも補足説明させていただいておりますが、改めて御説明をさせていただきたいと思います。少子化に伴う中学校部活動の縮小、存続困難、教職員の働き方改革による休日指導等の見直し、生徒に多様な体験機会を保障し、地域全体で育む体制構築といった課題を前に、どう森町に適した体制を作り、地域移行を進めていくかを検討するために、一つの取組として「スタートアップ！M o r i ・ A s a h i クラブ」の実証事業を行うものです。この取組については、地域クラブを作るとなると、指導だけやればいいというものではなく、事務や会計等といった部分も必要となってきまして、さらに持続可能な団体を作っていくというと、またさらにハードルが高く、指導したいという人で、興味はあるが、地域クラブを作るまでには至らないのではないかということを考えまして、教育委員会として、事務、会計を行って、運営方法の課題を整理する、また地域の指導者は、満足できる指導ができるか、お試しというような感じで、そのうえでデータを集めて、どのような運営方法、どのような指導方法、どのような体制を作っていくのか、議論しようとい

う資料作りでもあります、そういったものがスタートアップクラブで6か月間の実証事業となります。この取組を通じまして、参加する生徒、指導者、保護者、事務局、それぞれが地域クラブの具体的なイメージをつかんでいただくという目的で行うものであります。

2点目の今後の受け皿となる地域クラブはいくつできているのかという御質問だったかと思います。こちらについては、今までに実証事業をやって、今後の地域クラブの設置につなげていきたいというところでありますので、現在設置されているものはございません。

次に3点目の指導者の登録状況ということでしたが、地域クラブの指導者としては、昨年12月から募集を開始しまして、現在35人に応募していただいております。複数の種目に応募をしていただいている人もおります。今回、スタートアップ！Mori・Asahiの実施に伴い、指導者と面談を行っておりますが、皆さん、地域移行に御理解を示しており、意欲のある人ばかりです。今後設置が予定される地域クラブの指導者になっていただける人々だと思っておりますので、引き続き指導者の発掘に努めているところであります。

それから4点目、参加費に関する御質問です。参加費につきましては、全員協議会で参加費6,000円と保険料800円を徴収することでお話をさせていただきました。「スタートアップ！Mori・Asahiクラブ」は隔週実施で、月2回、6か月間限定の事業であるため、計12回を予定しております。1回に換算すると、500円ということになります。この金額は、磐田市が既に実施しております地域クラブ活動「SPO☆CUL IWATA」の参加費を参考しております。「SPO☆CUL IWATA」は、土日のどちらか1回開催するクラブの参加料が月2,000円ですので、1回あたり500円となっております。その参加費はもちろん保護者負担ということになるのですけども、今後の地域クラブに

なりましても、受益者負担ということで、御家庭で負担して参加していただくものになってくるものと考えております。ほかの自治体におきましても、そういう形で進めております。

5点目の保護者負担に対する国県の財政支援はあるかということでおざいますが、まず先進的に進めているところではモデル事業として、こういった実証事業を実施して、国の補助金を受けているというところも一部ございますが、今回森町で行うものにつきましては、そういうところに手上げもしておりませんので、保護者の負担で国県等の補助はないということで御理解ください。以上です。

議 長

7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 企画総務費の関係、賦課徴収費の関係につきましては、よく分かりました。

社会教育総務費の地域移行の関係ですが、この名称が地域移行、地域連携、地域展開、いろいろな言い方をされていますけれども、当町においてはどんな言い方として統一されるのか、そういうところを考えられているならば、そこもちょっと御説明をいただきたいと思います。それで、これ一つの例ですけれども、小山町については部活動を諸活動と位置付けて、学校の下校後に地域に委ねるという形でいろいろ取り組まれているようです。小山町には三つの中学校があって、それぞれが生徒数の減少とかで大きな団体スポーツはなかなかできかねるところもあるみたいでそれとも、こういうところも一つのやり方、今後そういう部活動の地域展開等を進めるやり方としては、こういう形もいいのかなとも考えます。今、課長から説明ありましたけれども、教員の働き方改革も並行させるというお考えも伺いました。これは非常に良いことだと私も考えております。こういったところで、今説明した小山町のこの地域移行のやり方も、今後参考にすればという考え方もあるかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長	(中根信一郎 君) 社会教育課長。
社会教育 課 長	(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。
	まず 1 点目の地域移行、地域連携等の名称についての御質問にお答えさせていただきます。
	<p>5 月 17 日に新聞報道等もありましたが、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議、最終とりまとめが公表されております。一般的に有識者会議の提言というようなことで御紹介されているかと思います。そこについてまず少し説明させていただきたいと思います。その中で、主なポイントとして、令和 8 年度から 6 年間を改革実行期間と設定すること、地域移行の名称を地域展開に変更すること、令和 13 年度までに休日の部活動を移行することなどが示されております。地域展開の名称変更につきましては、学校から部活動を切り離すという考え方ではなく、学校施設の活用など、より連携した取組の必要性があるということ。また、今進んでいないところも、学校部活動を継続しながら、さらに外部指導者を入れるなど、そういったところからまず進めていって、地域の関わりをより強くするといった意味合いがあると思っております。その中で有識者会議からも地域展開というような名称が出てきておりますので、今、移行と言っていますけども、地域展開の方がふさわしい言葉かと思っておりますので、これ以後、少しずつ言い方といいますか、見直しをしていきたいと考えております。</p>

次に小山町の放課後活動ということで、私も新聞報道を見ておりますので、どういったものかというのは確認しておりますけども、まずは今回 6 か月間の実証事業を行う形で地域クラブは当然作っていきますし、この実証事業的な放課後の活動をどう今後に生かしていくかというところで、もちろん袋井市なども「F 活」という地域クラブを令和 8 年度を目指して、準備していると聞いております。さらにその学校で残って活動する「ふっくらぶ」という名称のそういう活動も検討しているというお話を聞いており

ます。ただ学校の規模が違いまして、生徒数も違う中で、森町がそれを用意すべきかどうかというのは、まず似たような取組、外部の人が入って、今回教育委員会が事務局になってというこの地域クラブの実証事業のMori・Asahi Clubの活動がそれに似た活動であるのかなというところがありますので、まずはやってみて、どういうものがいいのかというのを検証していければとばいいと思っております。以上です。

議長

7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 最後になります。

今、課長がおっしゃられた有識者会議は、本年5月前後にスポーツ庁とか文科省の有識者の関係者で行われたその会議の内容を指すのか、その結果がもう既に教育委員会にもまいっているのか、その点だけ最後をちょっと御答弁願います。

議長

社会教育

課長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

有識者会議の内容ということでございますが、こちらにつきましてはホームページ等で公開されておりまして、閲覧できるような状況になっております。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12番、西田彰君。

12番議員

(西田彰君) 1点が7・8ページの2款2項1目、先ほど質問がありました企画総務費0003一宮・園田地区で行われている地域タクシーの関係です。利用者の声は担当として、聞いておられますか。そして、苦情とか、こうしてほしいとかという要望などはあったのでしょうか。

そして、9・10ページの6款3項2目、林業振興費0003の有害鳥獣対策に補正がされるということで、獲物を止め刺しなければいけない状況があります。この止め刺し料金は、1頭についていくらか、捕獲料をもらえるわけですけども、止め刺し料もその中に入っているのでしょうか。今、わなの猟友会と鉄砲の会員と

の間で、少しその止め刺しに関して、ぎくしゃくしているとちょっと聞いたのですけども、その辺はどうなのでしょうか。そして、この有害鳥獣、山が荒れることによって、有害鳥獣が田畠に出没して被害が拡大していると思うのです。森林環境税のようなものは、この有害に使えないのでしょうか。それをちょっと聞きたいと思います。

それから、11・12 ページ、10 款 6 項 4 目の文化財保護費 0002 藤江勝太郎さんの改修に係る関係、補正ですけども、説明ではカフェとかイベントスペース、奥座敷、迎賓室等の機能を持つ建物への改修ということですが、外観の改修もあるのか、あるとすればどこまで改修するのか。そして、できた時にカフェとか、イベントをするときの事業者というのは公募するのでしょうか。指定管理の手法は取るのか、取らないのか。その辺を質問いたします。

議長

(中根信一郎 君) 政策企画課長。

政策企画

(鈴木勇登 君) 政策企画課長です。

課長

西田議員の御質問にお答えいたします。

地域タクシーについて、利用者の声を聞いているのかどうか、またどんな意見があったのかといった点かと思います。その点についてお答えをいたします。実証実験につきましては、10月から1月にかけて、地域タクシーを利用した人に対しまして令和7年2月にアンケート調査を行っております。その中で、アンケートいろいろと伺ったわけですけども、ほとんどの人、93 パーセントが便利になった、どちらかといえば便利になったというような回答をいただいているということでございます。一方で気づいた点、こういった点を改善してほしいということに関しましては、調剤薬局への目的地を追加してほしいといったような意見がございました。というのは、御自宅から病院まで行って、病院で会計を済ませて、その後に調剤薬局に行くという流れがあるわけですが、実証実験では調剤薬局がなかったものですから、目的地である病院まで戻って、タクシーを呼んでいたというような現状がござい

ましたので、こちらにつきましては、本格運行では調剤薬局も目的地として追加をすることを検討しております。以上です。

議 長

産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

西田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、有害の関係の御質問だとございますが、今、イノシシ、鹿等の捕獲につきましては森町の獵友会にお願いをして、委託をして、捕獲をしていただいている状況でございます。その中で、捕獲したイノシシでも鹿でも、捕獲した場合には1頭1万円を捕獲料としてお支払いをしている状況です。御質問がありましたように、止め刺しにつきましても、鉄砲で止め刺しする場合もありますし、そうでなくて止め刺していただく場合もございますけども、そういう場合にはその捕獲の金額とは別に止め刺しのお金ということで、手当ということで、出させていただいている状況でございますので、別で一応手数料ということでお支払いをしているということですので、御理解をいただければと思います。今回の6款3項2目の鳥獣被害対策につきましては、今回の補正の1,200千円につきましては、電気柵の補正の関係になりますので、有害捕獲で獵友会にお願いしているものとはちょっと別の補正ということで、御理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。またイノシシとか鹿が出て、山が荒れているということで、環境税は使えないかというような形の御質問だとは思いますけども、そういう森林を守るためにやる整備等につきましては森林環境譲与税を使いながら、今整備を進めている状況でございますので、有害に関しての森林環境譲与税というわけではございませんので、その辺だけ御理解をいただければと思います。以上です。

議 長

財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

西田議員の有害鳥獣の関係の件でございますが、財源的なとこ

ろで森林環境譲与税をというお話でありましたが、この鳥獣被害防止対策については国の特別交付税で8割を見ていただけるようになっておりますので、現在はそれを財源として考えております。以上です。

- 議長 (中根信一郎 君) 社会教育課長。
社会教育課長 (三澤由紀子 君) 社会教育課長です。
西田議員の旧藤江勝太郎家の改修についての質問にお答えします。

最初に外観の改修に関する御質問だったかと思います。旧藤江勝太郎家の改修プランにつきましては、今年1月に契約しました伴走支援業務委託の中で、受託者である一般社団法人創造遺産機構（HERITA）さんと検討しているところであります。建物につきましては、旧藤江勝太郎家住宅建築調査報告書にも掲載をさせていただいております復元平面図を基に、可能な限り残せるものは残す方針で進めておりまして、そのうえで、どの部屋をどう使うかというところを検討しております。外観につきましても同様であります。残せるところを残して、傷んだところは多少修理というところになりますけども、そういう方針で進めております。ただ空き地側の修理した壁につきましては、外観を考慮して、元の家がどうだったかというところも含めながら改修していく予定であります。外観については以上です。

運営の御質問がございました。そこにつきましては、新しい施設の運営は、町の直営ではなく指定管理等を検討しております。こちらにつきましても、今、伴走支援のHERITAさんと一緒にどういった運営形態がいいのかというところで協議しているところであります。現時点で、運営者は決定しておりません。ただ、カフェ運営や城下のまちづくりに興味を示してくださる人もいらっしゃるので、そういう人とお話を聞く機会なども設けております。今後、公募というよりは、ある程度こちらでというか、今後のまちづくりビークルという団体を作っていく予定ですので、そ

の人たちが勝太郎家だけではなく、今後の城下のまちづくりの展開に関わってきますので、そういったところと一緒に話をしながら、町有施設でありますので、必要な手続をとりながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（中根信一郎君）12番、西田彰君。

12番議員（西田彰君）地域タクシーに関しては、今度は本格的に動かすということですけども、一宮と園田の北部の人たちは山梨へは限定的には行けないということを聞いています。行動範囲が山梨ぐらいまでいけるというような本格運用で体制をとるということはできないか、金額1回500円ということもありますので、距離を延ばすというのは負担も多くなるということだと思いますので、それだけできるか、できないのか、お願いします。

それから、有害に関して電気柵が足りないということで補正ですか。それこそわなと銃の関係で足りなくなったのかなと思ったのですけども。それで、森林環境税もちょっと使い道としては使えないということありますが、実際はわなと鉄砲の関係では、不足はしていないということで、捕獲は予算立てされたように、補助されているということでおろしいですか。

それから藤江勝太郎家の改修ですけど、外観的にはそんなに大きく手はつけないということで、カフェ、イベントスペース、奥座敷、迎賓室、ちょっと私それを聞くと、まるでびっくり箱のように思うわけですけども、それだけ森町の偉人ということもあるかもしれません、価値があるのかなと個人的にはちょっと思ってしまうわけですけども、迎賓室とはどう改修するつもりでしょうか。

議長（中根信一郎君）政策企画課長。

政策企画課長（鈴木勇登君）政策企画課長です。

西田議員の再質問にお答えいたします。

地域タクシー、町外移動について、本格運行になったときに追加をされるかどうかといったような御質問かと思います。地域タ

クシーにつきましては、町内の移動を基本としているということでございますけども、ただし園田地区につきましては、牛飼町内会の隣に袋井市の大きい商業施設があるということでございますので、こちらにつきましては、現在、実証実験でも、具体的にはイオン袋井店、フーズマーケットマム山梨店、こちらは買物の支援ということで目的地としてございます。ただし、先ほど申し上げたように町内の移動というものが基本と考えておりますので、本格運行につきましても、こちらの目的地については、袋井市の商業施設、今言った2店舗以外は指定目的地としては定めず、町内での移動ということを考えております。以上です。

議長

産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 西田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

止め刺し等につきましては、別ということで料金をお支払いをさしていただいてございますので、ということで、個体の取れたものとは別に止め刺し料ということで手当ということで出させていただいているので、それで金額がなくなってしまうとかということは特にございませんので、そういった形で事務はさせていただいております。予算には不足は生じてございませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 昨年、非常にイノシシ、鹿の捕獲の数が多くなってきております。それに加えて、また本年度につきましても4月、5月を見てみると、イノシシ、鹿につきましてはもう60頭捕獲をしているという状況で、非常に多くの捕獲をいただいている状況でございますので、今猟友会に委託料ということで補助をさせていただいているけども、今のところの捕獲実績でいえば、間に合うと思いますが、今後、昨年以上に捕獲の頭数が多くなってくれれば、その時点でもう昨年補正をさせていただきましたけれども、そういった形の中で対応させていただければと思

- っておりますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。
- 議長
社会教育課長
（中根信一郎君）社会教育課長。
- （三澤由紀子君）社会教育課長です。
- 議長
西田議員の再質問にお答えします。
- 迎賓室とはという御質問でしたが、提案理由で迎賓室という表現をしましたので、少し誤解があったかもしれませんけども、勝太郎家の奥の座敷につきましては、勝太郎家の中でも最も重要な部屋とされておりまして、ここをその当時の面影が残るよう改修をして、また別なところに、建具や欄間も保管されているということでしたので、そういうものを戻して、日本間としてきれいに整備をして、そこで台湾などのお客様をそこに通したり、大切なお客様のおもてなしの場として使える部屋を改修して作っていければ、というところで迎賓室というような表現をさせていただきました。以上です。
- 議長
（中根信一郎君）ここでしばらく休憩といたします。
- （午前10時43分～午前10時55分 休憩）
- 議長
（中根信一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。
質疑はありませんか。
- 3番議員
3番、高木幸広君。
（高木幸広君）説明書7・8ページの2款2項1目の地域タクシーに関してですが、これは一人の人が1日のうちに利用できる回数の制限等はあるのでしょうか、教えていただきたいです。
- 議長
（中根信一郎君）政策企画課長。
- 政策企画課長
（鈴木勇登君）政策企画課長です。
- 議長
ただいまの高木議員の御質問にお答えします。
- 一人の人が1日に使う回数に制限があるかということでございますけども、現在の制度設計では、回数制限というのは特に設けておりません。以上です。
- 議長
（中根信一郎君）他に質疑はありませんか。

4番議員

4番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦君) 4番、佐藤でございます。

私からは歳入で2点、そして歳出で1点、お聞きをしたいと思います。

事項別明細書の5・6ページの15款2項5目、観光振興事業費補助金ということで、これについては30,014千円を計上されているということで、この金額を歳出の遠州の小京都リノベーション推進事業に充てているということでございますが、実際充てている額というのは28,474千円ということで、充当残が154万円ほど発生をするということでございます。これが一般財源に振替をされているということでございますが、この理由を教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目ですが、20款1項1目の繰越金ということで、今回27,649千円を計上されたということでトータルの予算現計が、約5.5億円強ということでございます。令和6年度の決算見込み、実質収支ベースで現時点での見込み額がどれぐらいかというのをもし把握されているようであれば、見込みを教えていただきたいと思います。

それから歳出でございます。歳出の11・12ページ、12款1項1目の繰上償還元金ということで計上されております。繰上償還の場合は、その償還期限までの利子償還分も通常は計上されるかなと考えますが、元金のみの計上でいいかどうかというところを1点確認させていただきたいと思います。以上です。

議長

(中根信一郎君) 財政課長。

財政課長

(鈴木俊久君) 佐藤嘉彦議員の御質問にお答えします。

まず事項別明細書、歳入5・6ページでございます。15款2項5目、教育費国庫補助金でございますが、30,014千円の計上でございまして、このうち歳出に計上してある財源が28,474千円ということでございます。これは補助率が2分の1の部分で対象事業費から割り出した数字を充当しております。残りの154万円につ

いてはどのようなものかという御質問でございました。これにつきましては、当初予算で建物の実施設計を計上しております 3,080 千円がございまして、その 2 分の 1 を補助対象と見込んでいたため、154 万円を財源振替の形で計上させていただいております。

次に繰越金の状況でございます。令和 6 年度の繰越金でございますが、5 月 31 日をもって出納整理期間が終了しております。最終的には、今、数字をまだ精査をしている段階でございますが、現在の状況で言いますと、繰越金の形式的収支、歳入と歳出を単純に引いたものでございますが、これが 8 億 3,915 万円ぐらいを見込んでおります。ここから翌年度に繰り越す財源としまして事故繰越、それから繰越明許費の財源としまして、4,425 万 3,000 円を引くという形になりますので、実質的な収支とすると 7 億 9,489 万 7,000 円程度を見込んでいるということでございます。

続きまして、歳出でございます。11・12 ページでございます。繰上償還に係る利子分についての計上はなくても良いかという御質問でございました。これにつきましては、非常に低利で借りている金額でございまして、現予算の中で十分対応できる、また元金も大きくないですから、利子も計上額とすると少額になるため、今回は計上を見送っております。以上でございます。

議長（中根信一郎君）他に質疑はありませんか。

1 番、榎原雄太君。

（榎原雄太君）10 款 6 項 4 目、文化財保護費、遠州の小京都リノベーション推進計画についてお伺いをいたします。この中で、カフェ、イベントスペース、奥座敷を活用した迎賓室、この主に三つの施設を想定されていると思います。それぞれの施設の相乗効果、シナジーをどのようにお考えになっているかというものが 1 点。もう 1 点ですが、先ほど西田議員の質問で、運営形態については指定管理を想定しているということでありました。カフェについては、人件費等がかかってくると思います。そういう中で指定管理でありましても、今、1 日当たりの来客数であつ

たり、その単価、またその人件費、そういったものをどの程度想定しているのかといったことと、どのぐらい来るかといったことと関連もしますが、その駐車場の確保、そういった動線とか、そういったところについてお聞かせをいただければと思っております。それに伴って、1か月当たりの収支、指定管理料が年間どのぐらい想定しているのかといったところが分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

議長（中根信一郎君）社会教育課長。

社会教育課長（三澤由紀子君）社会教育課長です。

榎原議員の御質問にお答えいたします。

説明書 11・12 ページの細目 0002 遠州の小京都リノベーション推進事業、旧藤江勝太郎家に関する予算計上についての御質問でございます。

最初に、カフェ、イベントスペース等のそれぞれのプランについて相乗効果はという御質問でございます。まず活用プランにつきましては、先ほど西田議員の御質問も少し回答いたしましたけども、森町の偉人である藤江勝太郎の生家ですので、勝太郎氏の功績を紹介する展示等を行うとともに、ウーロン茶、紅茶、森のお茶などを楽しめるカフェスペースを設けるといったところで検討しております。また、イベントスペースにつきましては、お茶のワークショップを開いたり、歴史を学ぶ講座を行うことができたり、そういったところをイメージして設定しておりますので、それぞれがバラバラにということではなく、あくまでも、勝太郎を感じて、建物の歴史を感じた教育的な部分であったり、そういったところを合わせて、その施設で感じられるようなものということで考えております。二つ目の指定管理の件でございますが、運営につきましては、まだ検討段階でございまして、詳細なところまで詰められていません。こういったカフェであったり、イベントスペースであったり、そういったところの運営を想定しながら、どうやっていくのかというところを少し検討していると

ころでありまして、さらに動線ということでございましたが、駐車場につきましては、こちらにもつきましても、今建物の横の空き地があつたりしますけども、そこをどう活用するかというところで、ただスペース的にたくさんの車を止められない状況でございますので、現時点では城下町内会さんともお話をしまして、たくさんのときは城下公民館とか城下学校とか、そういったところを一時的に使わせていただけないかというような御相談をさせていただいております。さらに城下地区全体の取組となっておりますので、今後はそういったところも整理していくかなければいけないのかなと思っておりますので、当面は勝太郎家ののみの場合は、そういったところで対応していきたいと考えております。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 1番、榎原雄太君。

1番議員

(榎原雄太君) 私も藤江勝太郎さんの非常にファンですので、この家をいかにこう活用して、この森町の資源をいかに活用するか、藤江勝太郎さんのひ孫さんも実は私の後輩であつたり、本当に藤江勝太郎という人物は、森町にとって本当に人物が財産というとまた語弊があるかもしれません、本当に財産だと思っております。藤江勝太郎家を活用したカフェ、これを本当に成功させなければいけないと本当に思っています。その中で、このイベントを打つとか、カフェを利用するとか、集客をするとか、その相乗効果、そういったところが本当に森町が唯一持っているのものだと思いますので、そういった利活用というところを、もうこの計画段階から徹底的に詰めて、なるべくこのイベントを途切れなく打っていく、こういった戦略を持って取り組んでいただければと思っております。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員

(川岸和花子 君) 9・10ページの6款3項2目の鳥獣被害総合対策事業ですけれども、当初予算に1,500千円あったにも関

わらず、プラスまた 20 件分だと想定するのですけれども、この増えた理由が町で 2 分の 1 補助から 3 分の 2 補助に増やしていただいたから、申請が増えたのか、もしくは大量の鹿が増えたからか、その理由を教えてください。先ほど、鹿、イノシシ合わせて 60 頭、なのか、その辺の内訳というか、今の申請状況等現状を教えてください。

2 点目、その下のところの 8 款 1 項 1 目の全国治水砂防協会負担金ですけれども、当初予算でもついていたと思うのですけれども、ここでなぜ増えているのかということを教えてください。

そして、次の 11・12 ページの 12 款 1 項 1 目の町債元金償還金ですけれども、こちらを起債の過誤が判明したためということで、何から何に変更されたのか、その差額がどれぐらいか、そして令和 6 年度への事故繰越をした災害復旧工事というのは、どのことなのか、それがいくらなのかということ、内容を御説明願います。

議長（中根信一郎君）産業課長。

産業課長（栗田俊助君）産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今御質問のとおり、令和 7 年度から 2 分の 1 から 3 分の 2 の補助率に変えさせていただきまして、補助率をアップさせていただいたというところでございます。それに伴って申請件数が増えたのかというところでございますが、そういった部分もあるうかとは思っております。ただ、当初予算につきまして 1,500 千円を要求させていただいているのですが、過去 3 年間の電気柵の実績を踏まえた中で、3 年平均で 25 件ぐらいだというところで、当初予算を計上をさせていただいてございました。今回、4 月、5 月分につきまして、23 件の申請がございました。これにつきましては、毎年、4 月の田植え、それからトウモロコシの作付け等によって電気柵を設置してくださる人が非常に多いわけですが、例年でいきますと、4 月、5 月の平均が 11 件ぐらいの申請が出てきてございます。ただ今年度につきましては、その倍の件数ぐら

いが出てきている状況でございます。そうしたところを見ますと、被害報告というのも、それぞれ本人がこういった被害がありましたというような報告も出していただいてございますが、特に三倉、天方、森、一宮地区が電気柵、それから被害の状況が多い地区になってございます。今の全ての被害状況を全て確認をしているわけではございませんが、申請でこれだけの被害、お米、ジャガイモ、トウモロコシの被害があるということで被害届を出していただいている状況ですが、今の状況でいきますと、今出している中ですと、2.7 ヘクタールほどの被害が出ているというところでございます。三倉、天方、森、一宮につきましては、ほぼその面積に等しいぐらい、南部地域はあまり出てございませんので、園田、飯田、睦実については今少ない状況でございます。その分、先ほど言いましたとおり、イノシシ、鹿の被害が非常に多く出ているということかなと思います。昨年度、令和6年度の4月、5月のイノシシ、鹿につきましては35頭の捕獲をしている状況でございますが、令和7年度につきましては先ほど申し上げましたとおり、イノシシで22頭、鹿で38頭、計60頭の捕獲をしているというところでございます。状況的に豚熱の影響でイノシシが一旦は減った状況でございましたけども、またイノシシの個体数も回復状況にあるというところも、この電気柵を設置する一つの要因かなと考えておりますので、そういった中で、今回当初に比べまして、倍近く増えているということで、今回20件分の1,200千円を補正として計上させていただいているというところでございます。以上です。

議長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩鹿英文 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

砂防事業のこの負担金につきまして、当初予算で175千円を計上させていただいておりまして、今回145千円増額するということ、その理由はということかと思います。この砂防事業の負担金

につきましては、県で実施していただいている砂防関連の事業に対する負担金ということで、前年度、令和6年度の事業費ベースで、この負担金が発生してくるということになります。そういう中で、現在、町では砂防事業として三倉のかじや沢、大門地内の西脇沢、城下地内のコサ沢、問詰、黒石の急傾斜地の崩壊対策事業ということを今、県で進めてもらっております。その令和6年度の事業費ベースで負担金が決まってくるという中で、県から負担金の決定が来たのが令和7年3月24日に負担金の通知が来たということで、当初の175千円につきましては、まだ負担金が確定しておりなかったものですから、それについては前年度の当初予算ベースくらいで計上させておいたということになりますので、今回、負担金として県から求められた金額が32万円の負担金額ということになります。そのために、その差引き額の145千円を今回計上させてもらうというものになります。以上であります。

議長

財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

歳出11・12ページ、12款1項1目元金でございます。御質問の内容でございますが、まず繰上償還につきましては町長の提案理由で申し上げましたとおり、二つございます。まず一つ目が、令和5年に行いました県が実施しています食肉センター再編整備事業の部分にございます。これにつきましては、町の負担金として150万円を歳出しております。ここに起債として見込んでいたのが90パーセントの充当を考えておりまして、130万円の借入れを行っておりました。しかし、これが75パーセントの充当率ということで、実際には110万円の借入れになるということでございまして、20万円の借入れのオーバーがあるということでございます。これにつきましては、県から同意は元々90パーセントのものでいただきましたが、県下で同じような事業をやっている

ところもありまして、その取扱いが県の窓口として、バラバラになっている。令和6年になって改めて同じ事業で見たときに別の充当率を使っていたものがあったので、そこを精査をするということで、今回、県が主導しまして、財務事務所と協議をした結果、やはり 20 万円の借入れ超過があるということで返還をしなさいという話になったのですから、今回その分 20 万円を計上させていただいております。もう 1 点が災害復旧の関係でございます。この災害復旧の関係につきましては、元々令和4年の被災のものに対しまして、令和5年に繰越明許費で計上しておりました。しかし、事業が終わらないまま、令和6年に事故繰越となった案件でございますが、この案件についての発生した問題でございます。災害復旧については、財政融資資金という政府系の資金を使っておりますが、同意年度の翌年度末までが借入れの期日になっております。そうしますと、令和4年に同意をいただいておりますので、令和5年度末に借入れをいただかないと、それ以上の貸付でできないということで、令和5年度末に令和6年度の事業の完了見込みを見込んで借入れを行っておりました。その結果、令和6年度、実際に事業をやってみた時に、物価が高騰して事業費が上がってしまったりですとか、予定より事業費が下がったというようなこともありますと、トータル的に事業費が下がった関係がありまして、借り入れてしまった分を返します、というこの 2 点でございます。具体的な借入れにつきましては、公共土木施設としましては、主なものとすると町道椋路線でございます。そこが大体差額で 190 万円が発生しているということです。それから農林関係で言いますと、林道明ヶ島線で 50 万円、それから農地の関係ですけども、問詰北川原水路、アクストのところになりますが、そこで約 20 万円ということで、合計して 190 万円と 70 万円と 20 万円で今回 2,800 千円の計上をさせていただきて、返還をさせていただきたいと、そういうことでございます。以上でございます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) イノシシ、鹿の被害は、鹿だけではなくて、イノシシも増えているということがよく分かりました。また、土木費の全国治水砂防の負担金も各地、県で対応していただいておりますので、それでの負担額が上がったことが分かりました。また、町債の元金償還金についてもその災害の繰越しも何件かと合わせて、また食肉センターの件も 20 万円ということがはっきりと分かりました。

次の質問をさせていただきます。

11・12 ページの遠州の小京都リノベーション推進事業でございますが、今回すごいと思ったのは、観光振興事業費補助金を 3,000 万円、社会教育課としては初めての大きな補助金をもらったのではないかとも思うぐらいですけれども、想像ですけれども、伴走支援の H R I T A さんの御協力でこういう項目というのもも補助金の対象として、またそのことで、地域活性化事業債なども活用してということですけれども、この H R I T A さんについて 1 月から契約ということでしたけれども、期限というものがそんなに長くなかったと思うのです。その上で、今この H R I T A さんと先ほどの地域の人、町がどうこうするというよりはどちらかというと地域のまちづくりビーカルというのを育てていくというところの伴走支援という内容だったと思うのですけれども、その辺の経緯とその H R I T A さんとどこまでの契約で、いつまでの契約で、今現状の経過というものを教えていただけるとありがたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長

川岸議員の質問にお答えします。

予算書としましては説明書 11・12 ページの遠州の小京都リノベーション推進事業に関するところで、H R I T A さんとの伴走支援の業務についての御質問かと思います。受託者の H R I T A さんですが、1 月に契約して以降、契約自体は 9 月 30 日までと

ということで契約をしております。契約内容としましては、主なものとしまして、事業コンセプトの検討、空き家調査活用プラン作成、資金調達、まちづくりピークル組成といったところで、最終的には報告書というところの計画になっております。契約した1月以降、HERITAさんには何度も城下に足を運んでいただき、現地調査をしたり、関係者との打合せに参加していただいております。さらに4月に城下で開催されました町並みと蔵展にもお越しいただきまして、主要な町家を見学したり、賑わっている様子を御覧いただいたりしております。今は補助金の申請もありましたので、勝太郎家の活用プランを優先的に行っていただいておりますが、並行しまして、全体のコンセプトを検討したり、次の活用物件について所有者とお話するなど、順次進めているところであります。また、城下地区をどうしていきたいのかというのが前提にある取組でありますので、当然、町内会の協力が必要であります。新旧町内会長とは意見交換させていただいておりましすし、今後もう少しこのプランというか、全体計画が固まってきたところで、ワークショップなどを開いて、住民の意見も伺っていきたいと考えているところであります。さらにありがたいことに、町内会から自発的に先進地視察を希望する声が上がりまして、7月に日程を組ませていただいております。古民家等の活用状況を実際に見ていただくということと歴史的資源を生かしたまちづくりに地元の人々がどう関わっているのか、そういったところを聞かせていただく機会にしたいと思って、今計画しているところであります。契約自体は9月で終了、終わる見込みで進めておりますが、まちづくりピークルを作つて、そこにHERITAさん引き続き関わっていきますので、その辺の立ち上がりの時期は未定ではありますけども、引き続き社会教育課も一緒になって取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議 長
8番議員

(中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) お話を伺っておりますと、町内会から先

進市視察の話がでたりとか、城下の人々も割と積極的に関わろうとされているのではないかと、ちょっと感じまして、以前にH E R I T Aさんの説明を受けた時にも、その地域全体でやっていく事業だというような印象を受けておりますので、そのことは今伺って本当に安心したというか、ものすごく期待しているものですから、私も極力協力していこうと思いますし、その城下地区の地元の人々が前向きであるということが本当にありがたいと思います。そして観光振興事業費補助金が3,000万円、今は藤江勝太郎家改修に注力しているということですけれども、そこそこ大きい金額なので、これに対する条件的なもの、そういうものがあるのかどうか、その点、あまり今まで活用されてこなかった補助金なので、どうなのか伺います。

- 議長　（中根信一郎君）社会教育課長。
社会教育課長　（三澤由紀子君）社会教育課長です。
- 川岸議員の観光振興事業費補助金についての御質問にお答えいたします。

観光振興事業費補助金につきましては、サブタイトルといいますか、歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業に対する補助金となっております。観光庁の補助金ですけども、概要としまして、歴史的資源を中心とし、地域資源を一体で生かす面的な取組や歴史的建造物の改修及び周辺環境整備に対して、経費の一部を国が補助するもので補助率が2分の1以内、上限が2億円といったものであります。町では現在、伴走支援をいただきながら進めている城下地区、歴史的資源活用まちづくり事業の第1号物件である旧藤江勝太郎家の改修事業を対象として応募しまして、4月22日に内定の連絡をいただいたものであります。経費としましては、改修に係る実施設計、改修工事費、工事監理費、外構工事費、こちらを該当日、経費として申請したものでございます。当然、補助金につきましては、面的な取組ということで1件見直すだけというものは対象外であります。これ以降も事業が続していくと

いうものに対して補助されるということで、城下地区の取組について記載したうえで、手を挙げて採択されたというものになっております。以上です。

議長 (中根信一郎君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎君) 質疑なしと認めます。

ここで、総務課長から発言を求められていますので、これを許します。

総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

議案第40号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑で、榎原議員からの育児休業を取得している職員の有給休暇の取得率について、答弁させていただきます。

部分休業を取っている職員については現在6人ということで、先ほど答弁をさせていただきました。有給取得率につきまして令和6年の実績を調べたところでございます。6人のうち1人は令和7年度復帰をしている職員ですので、令和6年度の有給取得は、令和6年度に部分休業を取っている5人の職員の有給取得を確認しました。取得率については88.4パーセントでございました。以上です。

議長 (中根信一郎君) 日程第5、議案第44号「令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎君) 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時30分 ~ 午前11時35分 休憩)

議長 (中根信一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。この度、市長から選出すべき議員のうち3人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員から選出すべき議員のうち一人が欠員となり、その補充のため、候補者を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において選挙すべき定数を超えたので、投票による選挙が行われるものです。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、町議会議員から選出すべき議員について、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、森町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りをいたします。選挙結果については、森町議会会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、森町議会会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

議 長 (中根信一郎 君) ただいまの出席議員数は12人です。

次に立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤

明孝君、川岸和花子君、岡戸章夫君を指名します。

候補者氏名表の配付は、サイドブックスへの掲載とします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

議長 (中根信一郎 君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

議長 (中根信一郎 君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長 (中根信一郎 君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長 (岩井秀司 君) ただいまから点呼しますので、順番に投票願います。

(点呼)

(投票)

議長 (中根信一郎 君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長 (中根信一郎 君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤明孝君、川岸和花子君及び岡戸章夫君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長 (中根信一郎 君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち笠井政明君 9 票、平野正紀君 3 票、以上のとおりでござい

議長 ます。
議場の出入口を開きます。
(議場を開く)
(中根信一郎 君) 以上で本日の日程は全部終了しました。
次回の議事日程の予定を報告します。
6月23日午前9時30分、本会議を開き、一般質問を行います。
本日はこれで散会します。

(午前11時49分 散会)